

屋根・屋上等の端・開口部からの墜落災害の防止について

現状と課題・これまでの主な意見

(現状と課題)

- 屋根・屋上等（作業床）の端等からの墜落災害（87件）

このうち、

- 法令違反があったもの74件（85%）

（主なもの）519条（作業床の端の墜落防止措置）57件、524条（スレート等の屋根上の危険防止）13件

- 安全帯の未使用87件（全件） ※法令違反の有無に関わらず

- 新築15件、改修39件、解体19件、その他14件・・・改修工事中の災害が多い。

- 法令で規定された措置をはじめとして、何ら墜落防止のための措置がなされていない。（作業床の端における手すり等の設置・安全帯の使用、屋根上の踏み抜き防止 等）

(これまでの主な意見)

- 災害の発生状況を見ると、安全帯の未使用等の現行法令の遵守徹底が課題ではないか。現行法令の遵守徹底について議論する必要があるのではないか。
- 一人親方等、日頃ずっと現場に出ている方は、講習会があってもなかなか受講できない状況にあり、こうしたことへの対応が必要ではないか。
- 足場の種類や組立方法などは大きく変わっており、作業主任者に対する再教育についても考えたほうがいいのか。
- 労働者に対する教育を行う際の支援制度についてもっとPRが必要。
- 法令の周知を効果的に行う手法を検討する必要があるのではないか。

議論の方向性

- 重点的な対策の対象とすべき範囲としては、建築業者というより、塗装、屋根、設備業者等周辺の業者が多く、これらの関係者からヒアリング等していく必要がある。
- 工事の種類、事業場の規模、作業形態を踏まえた取組が重要。
- 実際の作業員まで行き渡る法令の周知方法、教育方法について検討する必要がある。

足場の安全点検について

現状と課題・これまでの主な意見

(現状と課題)

- 本足場・一側足場の通常作業時の墜落 19件 このうち、手すり・中さんがないもの 15件、作業床がないもの 3件
- 安全帯の未使用 19件

(これまでの主な意見)

- 作業を進める中で、足場を使用する様々な者が、手すり等を一部外し、その復旧がきちんとなされていないということが問題である。
- 災害事例においても、手すりがなく、中さんがないものが多い。作業開始前の点検を徹底すれば、相当の墜落を防げるのではないかと。既存の法規制があるので、これをどのように徹底していくかということを議論するのが重要ではないか。
- 組立後等においては、専門家による安全点検が重要。多くの足場があり、要点を押さえて点検のできる専門知識のある者が実施するべき。
- 作業開始前の点検を適切にやるベースは、組立て後の足場がきちんとしているという前提が前提のもの。足場の組立後の点検については、十分な知識・経験を有する者（要綱で規定されているもの）が実施することを制度化（法令上明確化）することが必要。
- 足場メーカーが意図した使い方で使われなければ、安全な使い方ができていないかもしれず、専門性を持った者が点検をすべき。
- 組立て、変更等後の点検は実施時期は定まらず不定期で頻繁に行われることもある。一方で工期の問題もあり、タイムリーにしなければならず、自前に対応する必要がある。

議論の方向性

- 本足場・一側足場における通常作業時に発生した墜落災害のうち、ほぼ全てで手すり・中さん等がない状態であり、法令の遵守が必要だが、そのためには、安全点検の強化の必要性があるのではないかと。
- 安全点検には作業開始前と組立等後の点検があり、トータルでの強化策が必要であるが、具体的に強化すべき事項については、分けて考える必要がある。また、強化を図るためには、点検実施者の能力、点検結果の記録や表示（確実性）について検討する必要があるのではないかと。

(作業開始前の点検)

- 点検項目は、「墜落防止用設備の取り外し及び脱落の有無」であり、点検実施者に求められる能力について法令で規定する必要はないのではないかと（「より安全な措置」等では職長等当該足場を使用する労働者の責任者であることを要件としている。）。
- 点検結果の記録・表示等を行うことも必要ではないかと。また、具体的に点検内容や点検後の措置について示す必要はないかと。

(組立等後の点検)

- 点検実施者については、一定程度の専門知識を求めることを法令に規定することは有効だと考えるが、法令上、十分な知識・経験を有する者を要件とした場合、具体的にはどのような要件とする必要があるかと（「より安全な措置」等では4種類の研修会等を要件としているが法令上の要件とするに当たりこれは妥当か。）。
- 法令上、注文者にも同趣旨の規定があるが、点検実施者の要件についても同様にする必要があるかと。
- 記録・保存が義務づけられているが、併せて表示についても取り組む必要があるのではないかと。

一側足場について

現状と課題・これまでの主な意見

(現状と課題)

- 一側足場における通常作業時の墜落 10 件。このうち、手すり・中さんがないもの 9 件。
- 災害発生箇所に手すり・中さん・作業床等がない。現行法令の違反も多い。
- 一側足場には、手すり・中さん・作業床の設置について本足場のような具体的な規定がない。

(これまでの主な意見)

- 本足場を原則、一側足場については例外的な位置づけと法令上明記することが重要ではないか。一側足場が設置できる箇所については、設置場所のスペースの観点（作業床 40 cmの本足場が設置できない狭隘な場所等）が考えられるのではないか。
- 一側足場は敷地が狭隘な場合など本足場を組み立てることが困難な場合に用いられるのが一般的であり、本足場と同様の規制を行うことは困難ではないか。
- 住宅工事の現場では住宅用二側足場という概念があるが、本足場と別個のものとして議論されるべきではないか。

議論の方向性

- 本足場、住宅用二側足場、一側足場が混在しているが、一側足場については例外的なものであるという従来からの原則的な考え方について、法令上明記する必要があるのではないか。
- 一側足場の設置を認める例外としては、本足場（住宅用二側足場を含む）が設置できない狭隘な場所であることとしてよいか。また、この範囲について具体的に示す必要があるが、どのような基準とするか。

手すり先行工法について

現状と課題・これまでの主な意見

(現状と課題)

- 本足場の組立・解体中の災害 10 件（ただし 1 件は足場の崩壊によるもの）
 - ・このうち最上層からの墜落 8 件（1 件は最上層の 1 層下から墜落。）
足場の外側への墜落 8 件（1 件は躯体側への墜落。）
- ※なお、2件は手すり先行工法を採用している現場において、手すりのない部分で災害が発生している。
- 組立・解体時における最上層の墜落防止措置が不十分。

(これまでの主な意見)

- 手すり先行工法の取組については、普及率も伸びており、法制化について議論していくタイミング。
- 「より安全な措置」等に対応する足場については体制はできており、いつから具体的に何をするのかということが決まれば、メーカー・リース各社は対応できる（供給の準備はできる）のではないかと。また、手すり先行工法については、既存の足場が使えないというものではない。
- 手すり先行工法を普及することについて、誰も異論はないのではないかと。
- 足場材を抱えている建設業者、対応する足場を持っていない者は、新規購入・リースへの切り替えが必要であり、特に小規模零細業者には過大な負担になることを考慮する必要がある。
- 災害の発生状況を見ると、安全帯の未使用等の現行法令の遵守徹底が課題ではないかと。現行法令の遵守徹底について議論する必要があるし、その上で、より安全な対策について、現状を踏まえて議論すべきではないかと。
- 足場の組立場所、組立方法や足場自体の大きさ、形状によっては、手すり先行工法を採用することが物理的に難しい場合がある。また、専用足場は自由度が少ないため、現場の状態に併せた構造とすることができない場合が生ずる。

議論の方向性

- 手すり先行工法の有効性については異論はないと考えられる。
- 一方で、以下の事項については、引き続き具体的な議論を行う必要があるのではないかと。
 - ・手すり先行工法を採用できない現場について（そのような中で、あくまで原則だとしても義務化することが可能なのか）
 - ・手すり先行工法に対応しない部材を抱えている建設業者の対応・負担について
 - ・部材の入れ替えに要する期間について